W

江戸時代の日本と朝鮮

――蔑視と交隣

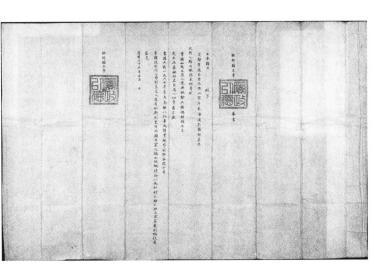


書き替えられた国書

(1) 国交の回復

とになります。 方の 絶してしまいました。一六〇〇年の関が原の戦いで勝利し、 をひらいた徳川家康にとり、 豊臣秀吉がひきおこした侵略戦争によって、 面子のぶつかり合いにならざるをえません。 朝鮮もまた、 日本からの侵略を防ぐために、 まず取り組まなければならない外交課題が、 室町時代以来つづいてきた朝鮮および明との国交は 両者のあいだに立って、 交隣関係の復活を希望しましたが、 〇三年には征夷大将軍となって江戸幕府 対馬藩が調整役をはたすこ この両国との 国交の回復で 和平交渉は双

の際に自分は関東にいて一人も部下を朝鮮には派遣しなかったと強調し、 惟政を京都へ案内 朝鮮政府は一六〇五年、 朝鮮側も国交回復の意向を固めましたが、 伏見城で家康・秀忠父子との会見が実現します。 敵情をさぐる「探賊使」 条件を二つ出します。 0) 名目で僧惟 正政を対馬 このとき家康は、 第一には、 国交を回復する意欲を示し へ派遣しました。 先に日本の方か 壬辰 対 の役 馬藩



[14-1] **朝鮮国王の国書**(京都大学文学部博物館蔵)

も簡単には応じれられません。 敗者の側と考えられていましたから、家康として 点でした。当時、和平交渉で先に使者を送るのは 室の陵墓を荒らした犯人を引き渡すこと、この二 を国書を送ってくること、第二に、侵略のとき王

という名目の使節でした。 されました。この犯人というのは、 王」を名のる家康の国書を持った使節団が朝鮮に が繰り返されましたが、 将軍秀忠と会見して朝鮮国王の国書を手渡し、 総勢五百人におよぶ使節団を訪日させます。 たされたかたちとなった朝鮮政府は、 で捕まっていた罪人でしたが、ともかく要求が満 らきた国書に 交渉を任された対馬藩と朝鮮とのあ に日本へ連れ去られた人びとを「刷還」する 「回答兼刷還使」、 墓荒らしの犯人として二人の男が引き渡 「回答」するとともに、 一六〇六年に つまり、 使節は江戸城で第二代 先に日本側か たまたま対馬 壬辰倭乱 翌〇七年、 Vi だで協議 「日本国 0

萬曆三十五 盛亮 希

H

子 年 形 正

書き加えられた部で

がお部分

藤説は批判され

7

(V

いました。

一六〇七

朝鮮国王

[14 - 2]

使价(庸答来意)[以為和交之験]不腆土宜具(在)[載]旧交之道]苟如斯(説)[則]豈非両国生霊之福也(此)

国書の書き替え

[承聞]今者

貴国(革旧而新

とになっ 忠からは朝鮮国王あて たのです。 0 国書が渡されます。 これにより、 断絶 して 14 た朝鮮との 国交が回 復されたこ

る国 ちろん江戸城で実際に将軍の手に渡された実物です。この両者に食違い ともと幕府の役人で、 対馬藩に伝わってお 時代は二百年ほど下っ 9 『書とが、 て V を研究し で一件落着とい る一六〇七年の 文面にちが そ 『外蕃通書』(一八一八年) り、 当時は書物奉行の地位にありました。 て十九世紀始め。 うように見える 『朝鮮通交大紀』はそれにもとづいて編纂されたもの、 朝鮮国王の国書と、 いのあることに気付きます。 0 近藤重蔵といえば千島探険で有名な人物です です 松浦允任 が を著わします。 ح 0) 来日したとき朝鮮使節が持参した国書の写しが 過程にはさまざまな問 『朝鮮通交大紀』(一七二五 その役目がら幕府に保管され そのさい ・近藤は、 があったわけです。 題 がふ 紅葉山文庫 年 < ŧ に引用されて の紅葉山 が n ح 7 7 の 0 44 Vi 、る外交 文庫に 人はも ま L V

き換わっています。 して、 れに対する返事であるという形式・内容で、 どこが違っているのか。 Vi 実際に将軍に渡された国書は に対して、 るのです 「来意に答ふ」 実際に将軍に渡されたのは つまり、 対馬に伝わっている写しは書き出しの部分が などの言葉が、 対馬に残っているものは、 「奉書」となっています。 幕府に保管されて まさに 朝鮮の 「回答使」が持ってきた国書にふさわ 方から先に国書を送っ 先に日本側 いる国書では さらに、 から国書 対馬の写しにある「問 「奉復」となって たかの が送ら 削除され ような れてきたか て別 か の言葉に置 Vi Vi たち る もの 『札を先 5 のに が そ 対

近藤はこれを、 対馬藩が幕府に内緒ですり 替えたからだと推測しました。 何故そんなことをしたか

を満たすため対馬藩が偽造したものだったからだと考えたの えば、 そもそも の形式に改竄したというわけなのです。 一六〇六年に送られた家康の 国書 が 先に国書を持 です。 家康国書 つ てこ 0 偽造が発覚し Vi لح V う朝 鮮 を 側 13 0)

よう 条件

)[以為和交之験]不腆土宜具(在)[載]別幅統[斯(説)[則]豈非両国生霊之福也(此)[故]馳問札先及謂)改前代[之]非(者致款至此)[行 所耻 (田代和生『書き替えられた国書』を参照)

天朝之賜而敝邦亦何負於

交隣有道自古而然二百年来海波不揚何莫非

朝鮮国王李 |本国王

殿 昭 下

(奉復)

奉

書

(2)

康の

先王丘墓敞邦君臣痛心切骨義不與

貴国也哉壬辰之変無故動兵搆禍極惨而(至)及

貴国共戴一

天六七年来馬島雖以和事為請実(是)敝

邦

るの 家康の国書があったことを前提とし 略』(一七一五年) の著書をのぞけば、 在を疑うも 六年に送られた国書は対馬藩が偽造 のだというのが現在の通説となっ 近藤重蔵 近藤の です **煒**『通航 をはじ のは め江戸 0 「外番通書」 江戸時代には家康国 一覧」(一 稀だったようで ,時代の や前記 新井白石の したがって、 八五三年) 書物は 0) の あとに書か す。 おおむね 鮮通交大 『殊号事 でも近 [書の存 近藤 てお 7

173



[14-3] 国書の交換

勤の意に答う」と述べたのに対しても、

本多は何も問題としていません

多正信と会った際、「老将軍、 問題化した形跡はありません。

て前代の非を改め

いんとす。

故に我が国王、 国を為し、 また、

特に使价を遣わ

以て将軍

写しをみせており、 と、一六〇六年に来島し 家康が先に国書をおくったことが了解事項になって これらの点から高橋公明「慶長十二年の回答兼刷還使の来日につい なにより の人たちの (一九八五年)は、 間では黙認されていたのではないかというわけです 国交回復のための この写しをみた全継臣は、 はじめ反対していた家康を寵臣の本多正純が説得して国 近藤説に疑問を提示します。 ていた朝鮮側の担当者 対馬と朝鮮の間の交渉に関する資料をみ 全 一継信に、 4 たか、 幕府当局者にとっ 対馬側は すくなくとも ての 家 康

書を得ることができたのだと説明します。 書が存在して します。 改書要求をうけ が 13 その後の経過はわからない たとしてその 14 つづい た可能性は皆無でなかったようにみえます。 た対馬が幕府に無断で改作 て家康の国 [書をも のですが、 った使節が派 その年のうちに改書が実現したとの 朝鮮側 、遣され 使節をおくったのではない 高橋論文は、 てきました。 内容に不満をもらし、 そのうえにたって、 これらをみると、)連絡が かと推測する 改書を要 家康の 朝鮮側 鮮政 府 玉

相手は当然に家康だったはずです。 先に述べたように を通じて徳川 解し、江戸城での秀忠との会見になったのでした。 難色を示すのです 行が大坂につい 本物か偽作 Ś 家による将軍継承を明確に示そうとした家康の演出だっ れます。 たところで、 :「奉復」 朝鮮 結局、 政府内でも見解が分かれましたが 家康の国書に回答する朝鮮国王の国書 の 将軍は二代目の 現将軍に会うべきだという家康の意向を文書で確認すると 国書を持った使節を派遣することに 実際に使節も家康に会うつもりでやって来ました。 秀忠になって _ 国を代表して秀忠が ともかく家康国 いるのだから、 をも なっ つ たの たのでしょう。 てきてい 外国使節と会見す でした。この 書に回答するとい 戸まで行っ るのです ところが V.) か 7 う条件 秀忠に会っ á 使節 で了

うけ あてだとするなら、 ない ない 髙橋論文は、 つぎなが (一九九七年) かと推 かとみるわけです。 意向で相手が変更に はじ 王か 5 めから 測します。 ら先に国書をも 会見すべ さらに、 Ó や孫承喆 朝鮮国王の 家康の思惑だ き対象が家康から秀忠に変更される過程 家康あての国 朝鮮側からすれ なったわけ らったことに 『近世の朝鮮と日本』(一九九八年) 側からはじめ 『前近代東アジア ったの ですから、 書ならば「奉復」でなけれ つではない なっ ば 先に家康から国書がきたことになり、 て出す手紙ですから「奉書」でい て、 幕府も書き替えには暗黙 かと推 0 分の なかの韓日関係』(一九九四年) 面子が 測するのです。 なども、 で、 たつことになっ ばならな 国書の 紙屋淳之 それぞれニュア の了解をあたえて いところでしょう 書き替えがなされ いことになり たのだと 【大君外 秀忠に は、 この見 Ĺ V 穴交と東ア ス ŧ が 7 Vi Vi ます。 す。 0 Ł た 间様 解を ので 秀忠 σ Н

国王、

茲に使价を遣

わ

以て来意に答う」という下りがあるの

朝鮮使節が将軍秀忠を補佐する重臣本

累次和を請い、

先ず書契を遣わし、

節は朝鮮国王の

玉

書とともに礼曹参判

の文書も持

ってきますが

はありますが、 家康の国書ない し草案の存在を認める方向を示しています。

(3) 改竄の発覚

をもって第三回使節が訪日します。どちらも、一回目とおなじ回答兼刷還使の名目でした。 って第二回の使節が、 れにせよ、 国交回復は実現しました。こののち、一六一七年に大坂の陣で豊臣氏を滅ぼ 二四年には第三代将軍として家光が就任したことを祝賀する内容の

王」の称号が使われていなかったため、 秀忠」となっていることが問題となります。 朝鮮側の史料によると、 したが、 一六一七年の第二回使節が帰国するさい、 そのため、 幕府はそれを認めません。あいだにたった対馬藩は苦しい立場にたたされました。ところが 国王名義にしてくれるよう強く要望したのです。対馬藩は朝鮮側の意向を伝えま 使節が持ち帰った国書の名義は、「日本国王源秀忠」になっていたといい 朝鮮政府の内部で問題となり、 秀忠の朝鮮国王あて国書の差出人の名義が、「日本 実は、第一回使節が持ち帰った国書も同様で、「日本国 使節は帰国後に処罰され て 玉

妥協をはかりました。しかし、 源家光」となっていました。とんでもないことが明らかになったのは、 第三回 対馬藩において藩主の宗氏と家老の柳川氏との間で対立がおこり 0 一六二四年のときも、 対馬藩が取り次いで朝鮮使節に手渡された国書は、今度も 同じ問題がおこり、幕府は 「日本国主」という称号を用 それから十年ほどたってから 幕府による取 り調 「日本国王 いることで べのなか

したのです。 川調興が、 第三回 の朝鮮使節に渡された国書につい て、 対馬藩がこっそり改竄したものだと暴露

うした伏線があったからなのです。 将軍の返書をも「日本国王」名義に書き替えていたのではないか。こうした疑いがでてくることにな 日を要請する国書を偽造して送り、さらに朝鮮国王の国書を「奉書」に改作してすり替え、そのうえ 将軍へ渡された朝鮮国王の国書はどちらも「奉復」でなく「奉書」となっています。 先に送られてきたとされています。第二回・第三回とも、朝鮮使節の名称は い印象です。さらに、朝鮮側の史料によれば、第二回の使節来日のまえには、日本のほうから国書が になったのは第三回使節のときのことでしたが、 対馬藩が家光の国書を「日本国王」名義に勝手に書き替えて朝鮮使節に渡していたわけです。 近藤重蔵が第一回使節のさいの朝鮮国王国書の改作や家康国書の偽造説をとなえたのも、 情況からすると第二回のときもかぎりなくクロに近 「回答兼刷還使」ですが 対馬藩が使節来

とったということなのでしょう。 鮮との関係を始めからつくりなおさなければなりません。それを避けるため、 を流配とすることで決着します。宗氏のお家断絶などということにでもなれば、せっかく回復した朝 替えていたのですから、 一六三五年、江戸城の大広間で将軍家光が直 どのような処分が出るかは予断をゆるさなかったのですが、 々に裁判をおこない いました。 将軍の もっとも穏当な処置を 国 判決は柳 書を内緒で 川調興

山 宗氏には引き続き朝鮮外交の任務にあたることが命ぜられます。 の僧が輪番で駐在して、 外交文書を取り扱うようにするなど、 幕府の監視が行き届くよう制度のただ、これを機に、対馬には京都 義州

冊封 · 朝貢

冊封·朝貢

福建

清皇帝

〈海禁〉

うように 鮮国王が使節を派遣します。 整備がおこなわれました。 使が来日します。 とすることになりました。 日本年号を使用することに決まったのです。 新しい将軍が就任すると、 この使節は これに対する朝鮮国王あての将軍国書の名義は 「通信使」 の名称で、 対馬藩から通知がおこなわれ、 翌一六三六年には、 朝鮮からの国書の宛先は この新しい 「日本国源家光」 これ 方式で通信 「日本 をうけて朝 とい · 国大

(4)通信の国

来航が長崎一港に限定されます。 13 ガル 確立した時期であ 、時期にあたっています。 事件 の来航禁止、 を契機に して、 朝鮮外交の整備もその一環だったのです。 一年にはオランダ 通信使外交の 同じころに、 そして、 しくみが整えられたのは、 、商館の出島移転がおこなわれました。 一六三五年に日本 琉球からの 「慶賀使」 人の海外渡航が禁止され、 「謝恩使」 V わ ゆる 0) 鎖国 制度が 江戸 時代 整い 体制が完成 三九年の の外交体制 中 国 ポル 船の L そ

国号を清とあらため、 がたてた後金の勢力拡大が著しく、 南漢 つ この時期、 て滅ぼされると、 Ш 城に包囲され、 東アジアの情勢は大きく転換しようとしていました。 皇帝ホンタイジが自ら大軍を率い 清はただちに関内に入って李自成 屈服して冊封関係をむすぶことを余儀なくされます。 朝鮮は一六二七年にその侵入をうけ の軍をやぶ て侵攻してきました。 明 ŋ 0 うます。 中国の 衰退に乗じ、 国王仁祖 後金は三六年になると 支配者となりま 四四年に明 北方では は が ソ 李自成に ゥ 女真族 ル 近郊

ところで、 江戸 松前藩 時代の 外交といえば、 徳川将軍 〈海禁〉 謝恩使・ 慶賀使 すぐに思い う か ؿ 0 が

東アジア世界は、

、した時代背景のなかでおこなわれたものといえます。

清帝国を中心に再編されることになっ

た

のですが、

江戸幕府の外交体制の整備もそ

交易

釜山

貿易· 外交業務

琉球国王

中国商船

オランダ商船

アイヌ

対馬藩

長崎

商館長 江戸参府

通信使

薩摩藩

山靻

朝鮮国王

〈海禁〉

[14-6] 清の朝貢関係

	[11 0	
理藩院の管轄	藩部	内モンゴル、外モンゴル、新疆、
		青海、チベット
	朝貢国	カザフ汗国、コーカンド汗国、そ
		の他の中央アジア諸都市、ネパー
		ル、ロシア
礼部の管轄	朝貢国	朝鮮、琉球、ベトナム、ラオス、
		シャム、スールー、ビルマ、オラ
		ンダ、西洋諸国(ポルトガル、イ
		ギリス、ローマ法王庁)
	互市国	日本、東南アジア諸都市、フラン
		ス、スウェーデン、ノルウェー

(坂野正高『近代中国政治外交史』東京大学出版会(1973)を参照)

13 国民の海外渡航や私的 ったことに留意しなけ 組 4 入 n 5 n 朝 れば 鮮 が なりません。 植民地とされ る過程で、 意識的な 11 し無意識的に軽視され、 抹殺さ

n

史は

琉球が沖縄県として日

ジア世界との交渉が

b る と

った意義

一要性を見落とすことになっ

しまうで

よう。

it

琉

よび朝鮮との

国交

の歴

それ なか

を無批判に用 で定着したもの

11

7 0

な交易を禁止する 易の量 禁の 的質的な拡大を背景に後期倭寇の跳梁やヨ 類型とみら 鎖国 政策は、 れます。 東アジア諸国 十六世紀以来の が 共通して採用 東アジ ア海 \Box ツ 18 は 0 参

びませ うことができます 体系に参加しな 封関係にある朝 のを避け、 入などで流動化してい 自身は明との国交回 お 翼を担う意義をも よび朝鮮 h しようという んでした。 新たに中 の海禁政 11 鮮 まま、 . 自らは冊封体制に 琉球との国交を維持 国の支配者となった清国との 復を断念したまま、 0 ました。 が つも 策と連携 東アジア交易圏に位置を占め のだっ 江 戸 幕府 江戸 たといえます。 東ア 幕府 加わらな 0 交政 明清交替にかか ジア海域 0 「 鎖 国 策の 直接には朝 まま、 特徴 国交は ところ 0 安全と秩序化 政策 だ て必要物 が 0 わ 貢貿易 0 たと h 13 に結 あう と冊 明 日 本 0 . 13



清代の東アジア(東京書籍『世界史B』より) [14 - 5]

概念が、 時期にな

る

って作ら 明治以

れ

た

の目が専ら欧米に向

かう風潮の 降に人びと

Vi

えます

た。

西洋諸国からの

圧力が強ま

論

と名づけたの

が始まり

でし

を抄

た際、

そ

れに

「鎖国

筑忠雄がケンペ

ル ラ

0

本誌』

一八〇一年にオ

ダ 日

通詞

0

志

0 そもそも鎖国 交流はこの けです Vi

基軸商品である中国産生糸と日本産銀の交換を確保する体制を機

貿易の

問題に関

7

自

0

海外渡航は厳禁

な

5

来航するオランダ

および は

中 国船

国船によ

いって、

東アジ

ア交易圏

0

の宗氏を仲立ちとして維持されることになります。 を構築する一方、朝鮮との関係は、 能させました。そして、一六〇九年の出兵により軍事的優位にたった薩摩藩を介して、琉球との関係 れる対馬藩という特殊な存在が、双方の媒介項をなしていたと考えられます。 将軍の臣下でありながら朝鮮側からも属領とみなされていた対馬 朝鮮国王から図書を受けて歳遣船の派遣をゆるさ



职鮮通信使

(1) 盛大な饗応

海峡より瀬戸内海を通って大坂へ。ここで川舟にのりかえ、淀川をさかのぼって京都に着きます。 す。対馬からは藩主の案内をうけ、 の回答兼刷還使をふくめると、江戸時代を通じて使節の訪日は十二回を数えました。通信使一行の総 て江戸に至りました。 らに、通信使以外には将軍上洛の時しか使われない琵琶湖沿いの「朝鮮人街道」を通り、 人員は三百から五百名ほど。朝鮮国王の国書を持って首都漢城を発ち、 朝鮮通信使の派遣は、原則として将軍の代替わりごとにおこなわれることになります。最初の三回 壱岐をへて博多湾外に浮かぶ藍島 (相島) に宿泊したあと、 陸路で釜山まできて出帆 東海道に出 しま ප්

諸藩に命令が下され、道路の普請や宿舎の建設など応接の準備が進められました。 が多数つき従い、 通信使の来日が決まると、老中が総責任者となって使節を迎える一大事業が開始されます。 瀬戸内海の航行には数百艘の船が警護のために投入されます。行く先々で各藩の手 一行には対馬藩士 沿道の

[15-1] 朝鮮通信使(辛基秀氏蔵)

[15-2] 通信使の来日

467名

428名

300名

475名

462名

488名

475名

500名

479名

475名

472名

総人員 備考

回答兼刷還使」(第1~3回)

大坂平定を祝賀。伏見で行礼。

「大君」号使用。日光遊覧。

家綱の誕生を祝賀。日光。

家綱の襲職を祝賀。日光。

家宣の襲職を祝賀。白石の改革。

家光の襲職を祝賀

綱吉の襲職を祝賀。

吉宗の襲職を祝賀

家重の襲職を祝賀

家治の襲職を祝賀。



接待がおこなわ 豪勢な饗応が挙行されたのです。 それにつづく歓迎の宴には徳川 n ました。 江 戸城中における国書の奉呈は将軍にとっ 御三家の藩主や老中をはじ しめとす て Ź 世 高官たちが 代 0 国家的 揃 セ 0

て参

V

七

もてなしぶりだったということであり、 過重な財政負担となり、 年の幕府の歳入が七十六~七十七万両といいますから、 だったときだけで、 ぼりました。 一一年の使節を迎える際、 接待にかかる費用の負担は沿道の諸大名に義務づけ のだったといわなければなりません。 П 0 次の八代将軍吉宗の就任時にはもとの盛大なやり 使節を迎えるための総費用は百 また日本側の国威を失い 経費を六十万両に節減 朝貢使節や参勤交代の大名行列などとは根本的に性格の異な しかも、 かねないとい して待遇簡素化を実施したのは、 万両とい そのような措置がとられたのは、 5 額の大きさをうかがうことができます。 n ましたが わ れ、 う理由からでした。 井い 方に戻されます 府自身の出 石き の計算によると一 それほどに丁重な 『費も膨 こう 白 石 した応接が 大な額に が責任 七〇 白石 九

226名 家斉の襲職を祝賀。対馬で行礼。 第12回 1811年 純祖 家斉 金履喬 (李進熙『江戸時代の朝鮮通信使』を参照)

将軍

国王

光海

西暦

1617年

第5回1643年仁祖

第 6 回 1655年 孝宗

第7回 1682年 粛宗

第8回 1711年 粛宗

第9回 1719年 粛宗

第10回 1748年 英祖

第11回 1764年 英祖

1624年 仁祖

1636年 仁祖

第1回1607年

第3回

第4回

正使

秀忠 呂祐吉

秀忠 呉允謙

家光 鄭忠

家光 任絖

家綱 趙珩

家光 尹順之

綱吉 尹趾完

家宣 趙泰億

吉宗 洪致中

家重 洪啓禧

家治 趙曮

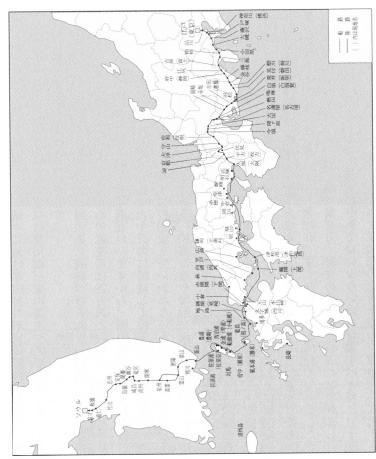
行の通過を見物しました。 通信使には学問的にも一流の れる唐子踊り 通信使の行列は、 や文人たちが面会を求めて馳せ集まり、 石自身も、 日本の学問のレベルを馬鹿にされてはいけないから自粛すべきだという意見まで出されました は、 いころ伝手をたよって通信使の宿舎を訪ね、 通信使の 一般庶民が外国を意識する数少ない機会であり、 その過程では相互の交流も生まれ、 人物が選ば 一行から伝わった踊りが現在までうけ継がれたものとみられます。 れ、 すぐれた学者が同行し 詩文の交換などがおこなわれまし たとえば岡 製述官の成琬から自分の てい 人びとは思い思 ま したから、 山県牛窓で秋祭りにおこな た。 その数があまりに 各地の 13 『陶情詩集』 着飾 宿舎には 0 また 7



[15-4] 朝鮮通信使 (辛基秀氏蔵)

(2) 「御礼」「入貢.

のは、 る日朝外交の歴史は軽視され抹殺されました。 在彦の訳註による申維翰『海游録』(平凡社、 戦後になってからも、 なったといえるでしょう。 一九七四年) すものとして、朝鮮通信使への関心がひろまる 一九七六年) 日本と朝鮮の平和で対等な関係を具体的に示 「鎖国」 一九七○年代以降のことになります。姜 概念ともあいまって、 や李進煕『李朝の通信使』(講談社、 の刊行などが、そのきっかけに 日本史の教科書では、 植民地支配の時期に 通信使によ



[15-3] **通信使の行程** (姜在彦訳『海游録』平凡社より作成)

をもつものだったということができます。 時代にも対等で平和的な外交関係が存続し、 井白石が改革の一環として待遇の簡素化をおこなったという記述に通信使のことが出てくるだけ、 は、明治以降の侵略外交を批判的にとらえ、 それが日本の国威を発揚するものだったと解説されるような状況がつづいていました。「鎖国」 近代日本の朝鮮蔑視意識を見つめ直すうえで重要な意義 善隣友好の使節が来日していたとする朝鮮通信使の研究

だという問題意識を背景にしています。 こうした側面に注目すべきだとする主張も、 ま」をもらって帰るのだと説明され、使節の来日が「御礼」「入貢」と表現されたりもしています。 使・謝恩使とともに、 ためさまざまな演出が施されていたことも事実です。オランダ商館長の江戸参府や、 点は無視できません。 なにゆえ明治以降に侵略的な意識がでてくるのか、 けてきました。 ただし、江戸時代の日朝関係を善隣友好だけでとらえるのは一面的だということも、 秀吉による朝鮮侵略の体験をへて、 通信使が来日して江戸に至り、 参勤交代とおなじく将軍へ「お目見」のために江戸へ来て、将軍から「御いと 近代の日朝関係を批判的にとらえる点にかわりはなく、 朝鮮を蔑視する意識が民衆のあいだにひろまった 近代以前の歴史のなかにそれをさぐる視点が必要 将軍と会見する過程では、日本を優位にみせる 琉球からの 指摘され 慶賀 つづ

ダ人・アイヌをあたかも服属させているかのように位置付け、日本を頂点において階層的に編成しよ うとする、 対外関係の編成は、 国家理念の特質と密接な関係にあるといえます。 そうした対外意識や外交枠組みの特質を、 同時に国内の支配体制のありかたと不可分の関係にあり、 四つの窓を通じて朝鮮や琉球、清国人・オラン 荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出 対外意識 の ŋ

にもとめられました。 本型華夷意識において日本が「華」とされる根拠は、 | 九八八年) は「日本型華夷意識」「日本型華夷秩序」として分析しています。荒野によれ 「武威」とともに天皇が存在し神国であること ば、

をヴェー あったように思われます。第一に、朝鮮とのあいだで交隣関係を成り立たせるためには、天皇の存在 できないところに成り立ったのが江戸時代の日朝外交でした。日本型華夷意識が貫徹できない もともと両刃の刃たらざるをえないものだといえます。 というべきでしょう。第二に、 のを避けたのは、天皇への不敬を恐れたというよりも、 をとったわけです。 日本を中心とした国際秩序の構想があるとすれば天皇を頂点におくしかなく、 武家政権としての徳川幕府の特質がみられるという言い方もできるかもしれません。 ルにおおい、表面に出ないようにしておく必要がありました。通信使一行と天皇が接触する ただ、 徳川幕府にとって、日本型華夷秩序は本来的に完結しがたい性格のも 天皇を頂点におく国家・外交秩序の強調は、将軍の権威づけにとって 日本型華夷秩序を志向しながら、 むしろ通信使の目から天皇を隠すためだった 現にそのような構造 それを徹底 点にこ の で

通信使外交の本質と意義をみるべきなのか。ここでは、 とか折り合いをつけて、 そうしたなかで、 らを中華とし日本を夷狄としてみる意識があり、 にしても、 が費やされます。 通信使の来日をめぐる折衝は、 この日本優越の意識は一方的で主観的なものにすぎません。朝鮮側にもまた、 ともかくも平和を維持し、対等性を確認する、そのための努力と葛藤にこそ 対立した側面を重視するのか、 毎回、 伝統的に対馬を従属的な存在とみなしていました。 後者の側面に注目しておきたいと思います。 双方の面子をたて対等性を確認することにエ それぞれの思惑をぶつけ合いなが 5

通信使外交の妙があったのです。 といったやり方が案出されました。 将軍の間に国書が置かれました。朝鮮使節はあくまでも自国の国王の国書に対して四拝礼をおこなっ 江戸城において使節が朝鮮国王の国書を捧呈する際に四拝礼がおこなわれますが、このとき使節と 将軍は将軍で朝鮮使節が自分に対して四拝礼をおこなったと勝手に解釈して満足する、 こうした絶妙なやり方を考えだしたところに、 交隣外交としての

③ 「国王」か「大君」か

これに 関連して、 室町時代からひきつづき問題となったのが、 「日本国王」という称号をめぐる

府はこれに応じず、 宛先は「日本国大君」とするように定められたのです。 た。このあと、将軍の国書は「日本国源家光」のようにして称号を名乗らず、 国主」としましたが、今度も対馬藩が「国王」に書き替え、これが発覚して柳川事件となったのでし で問題となったため、第二回の時は「日本国王」名義とするよう対馬藩を通じて要求したものの、幕 のに、翌年の第一回使節が持ち帰った国書の名義は、「日本国源秀忠」だけでした。これが朝鮮政府 前章でふれたように、 対馬が「国王」名義に改作して使節に渡します。第三回の時には、 真偽の問題はともかく一六〇六年の家康国書は「日本国王」 朝鮮国王からの を名の 幕府は「日本 ン国書の 7 Vi

将軍は国王称号を避けようとするのか。 冊封体制に おける 国王 が中国皇帝の 臣下、

です。 六年の家康国書の真偽問題でも、 朝鮮より優位に立とうとする意志、 国王と同格となることを意味し、 これを屈辱と考えたからだとするならば、 家康がそのような国王という称号など名のるはずがないとみるわけ 朝鮮を蔑視する意識のあらわれだということになります。 国王を名のらない 一六〇 ことは

国書をもって訪日したのでした。 こちらからの回答の宛先も日本国王にしようということになり、 慎重な姿勢をみせています。重ねての対馬の要求に対して、家康の側が国王を自称してきたならば、 してくれと主張したのは、幕府の思惑を考慮したはずの対馬藩の方でした。朝鮮側は、これに対して 事実はどうでしょうか。 この一六〇六年のとき、 朝鮮からの国書の宛先を「日 〇七年の第一 回使節が日本国王あ 本国王」に

もあります。 とすれば、家康としても、 権力が重層的にからみあっている場合、 に日本の王者たりうるのか。とりわけ、大坂城には秀吉の嗣子秀頼が健在です。それに、天皇の存在 国王といえるだけの存在かどうかに疑問をもっていたからです。関ケ原で勝ったからとい ったともいえます。 朝鮮側が慎重だったのは、家康の権力掌握の程度に、まだ不安をもっていたからにほか 外からみれば、 国王として認定されている者同士ならば、安心して外交関係を結ぶことができるというわけ そもそも、 当時の徳川氏の立場が危ういものとみえたとしても無理はなかったでしょう。 対馬藩の要求もそうした事情からくるものだとすれば、 中国皇帝による冊封は、 国際的に日本国王と呼ばれることは、 外交関係を結ぶ相手をまちがえると、とんでもないことにな 各国の外交権者の認定という機能をもつものでした。 望みこそすれ拒否すべきことではな 家康が国王称号の使用 って、本当 なりません

をみとめていたとしても不思議なことではありません。

され もの 存在を考慮したからです。 本の王与高麗の王と書のとり にもかかわらず、 ていることなどが鮮明に示されたことばということができます。 П であること、 |使節 に渡す 朝鮮蔑視が天皇の存在と結びついたものであること、 国書をめぐる議論 幕府が日本国王の使用を躊躇したのは、 「王の字は自古高麗 やりは無之候」という、 のなかでのものでした。 への書に不書也、 先に引用した崇伝のことばは、 国王称号の回避が天皇への配慮からくる やはり、 高麗者日本よりは戌国にあて申 室町時 将軍と朝鮮国王が同格とみ 代の場合と同じく天皇の 一六一六年に

的にも 皇との ナン ることになりました。 バー ずれ 関係で国王称号を避け 内的 ツー にせよ、 以下の者を対等な相手として認めることなど、朝鮮側が了承するはずがあ にも由緒の 川事件のあと、将軍は他称におい 将軍や関白では自らナンバ はっきりし たのだとしたら、 ない 「大君」 自らは何も称号を名のらないこととあいまっ を使うのが、 1 ワンでないことを認めることになる ても国王号は使用せず、 絶妙な やり 方だったということなの 「日本国 大君 わ りません。 けです て、 を 国際 Vi

(4) 新井白石の改革

たことが、 国王称号がけっ は っきり示しています。 して屈辱的なものでなかったのは、 白石は第六代将軍家宣の側近として、 新井白石が大君をやめ て国王にあらため _ 七 年の 通信使を迎 ようと

どすのだと説明します。 一六〇六年の家康国書は実在し、 国王号の使用はその中核をなすものでした。 0 中心人物でした。 本来の、 正徳の治といわれる幕政改革の一環として通信使外交の改変をおこな というのは、 しかも日 本国王を自称していたとみているのです 当然ながら家康の時のやり 白石はこれを「復号」、 方ということです。 つまり、 本来の称号にも 白石 ま

森芳洲 方のあいだで、 説明は、 う点において、 石の提案に対して、 です。 反対論に配慮してか 一芳洲は、 わゆる復号論争が展開されました。 当代きっての、 対馬藩にあって朝鮮外交の実務にあたっており、 猛烈な反発がおきました。その急先鋒は、木下 明瞭でないところがあります。 というより 日本史上でも右に出るもののない なぜ国王にもどさなければならないのか。 は、王号が天皇に対 それに対して芳洲ら反対論者の主張 順 朝鮮の文化に通じていると 庵門下の同輩にあたる 人物ではあ して僭称となるか ります。 É 石



[15-5] **新井白石像**(新井家蔵)

ます。
白石の推挙で幕府の儒官となり、通白石の推挙で幕府の儒官となり、通

らだという点で一致しています。

に相定申候、朝鮮は唐の正朔を奉只今唐・日本共に皇帝を天子の号

迄にて、 より構不申候、日本の武家も、京都皇帝へ遠慮にて、日本国王と称し申侯、邑又ユ王朔と陸ニト候故、清の皇帝に遠慮候て、朝鮮国王と称し申候、左候へばとて朝鮮の刑政は自国の所主にて清 右の訳に候故帝号は遠慮被 遊、王と 被 称候事当然之に候て何事可有之候哉、日本も上に天皇無之候は、、 こし候て何事可有之候哉、日本よ、刑政は悉く江戸より出申候、 遊、王と 被 称候事当然之儀に 朝鮮の格と同事に御座候、若上に清朝無之候は、、 兎角刑政を主る人天子と申物に候へ 奉 候。 (『兼山秘策』) 朝鮮も

を名のることはしない 皇論者だったとする見方もあるのですが、ここでの説明の眼目は、 強調しようとするのです。 ものにしようという主張と考えられます。 と将軍の君臣関係に言及しながら、実質的には天皇を棚上げし、 のだということです。閔徳基『前近代東アジアのなかの韓日関係』が指摘するとおり、 天皇と将軍の 京都の皇帝つまり天皇に対する日本国王つまり将軍の関係においても、それは同様であるべきな 関係を、 が、 清国皇帝と朝鮮国王の関係になぞらえて、 政治はなんの遠慮もなく自主的にやっているのだという点でしょう。 白石の考えも基本的に同様だったと思われます。 将軍を王者としてふさわしい 将軍が国王号を使用すべき理由 朝鮮国王は清国皇帝を憚って皇帝 これをもって、 名目的に天皇 白石を尊

も構想します。 儀礼においても、 白石は、 「とかく江戸を禁裡の如くするつもりのやうに見ゆ」といわれたように、 そして、 幕府中心の体制に整備しようとしました。 王位簒奪を計画していたといわれる足利義満を評価して次のように述べてい 朝廷から独立した武家独自の 政治にお 勲階 制 V 度を ても

世態すでに変じぬれば、其変によりて一代の体を制すべし。是即変通するの儀なるべし。 る事一等にして、天朝の公卿大夫士の外は、 に至る共、 人をして不学無術ならざらしめば、 其遵用に便あるべし。(『読史余論』) 此時漢家本朝古今事制を講究して、 六十余州の人民悉其臣下たるべきの制あらば、 其名号をたて、天子に下 もし此

けです。 思われます。 軍を名実ともに日本国王とし、 石はやはり、天皇を名目的にまつりあげて将軍の国王化をすすめようとしたのだといえそうです。 しも義満に学問があったなら、新し 本来ならば、そこで易姓革命がおこなわれるはずであったということにほかなりません。 朝鮮国王と同格に位置付けようというのが、 い国号を建てていただろうのに、 惜しむべきことだと 白石のね らい であったと いう

これ本朝に臣属して其国に王たりき」との認識にたっていたところに、 ものでもあります。 した。これは、 経費節減による接待の簡素化をもふくめて、 日朝関係の対等化が、天皇の棚上げを前提としなければなしえなかったことを物語る その白石にしてなお、「古の時には三韓の国々本朝の西藩にて、 白石の改革は相互の対等化を徹底しようというも 問題の深刻さをみる 其国々の君、 べきで



仙韓思想の源流

(1) 「君に非ず臣に非ず」

を称していないことに注目し、将軍の他に天皇が存在するものの政事には関与していないなどと指摘 れていません。 Vi しています。しかし、 のかという切実な問題でした。 国王号をめぐる問題は、 足利将軍が正式に明の冊封をうけていたこともあって、 朝鮮側からすると、 すでに十五世紀の申叔舟『海東諸国紀』も、殿からすると、誰を交隣の相手として選択し、 それ以上の詮索はなさ 将軍が日本国内では王 対等な関係を結べばい

皇」だと記しています。江戸時代にはいってからの歴代の通信使の記録にも、 求したのでした。 出てきます。 下拝をすることはできないと主張しました。天皇と朝鮮国王が対等であるべきだとして、 秀吉のもとに来た使者金誠一は、会見の形式をめぐり、天皇の臣下にすぎない関白秀吉に対して庭 しかし、 『海槎録』で金誠一は、 天皇は祭祀のみを担当するといった説明以上に、 実際に政治をうごかしているのは秀吉であり、天皇は「偽 掘り下げた分析はみら 天皇につい 楹外拝 ての記述は れませ を要

たといえます。 章でもふれたとおり、 これをつきつめると、 天皇の存在が表面に出ないようにすることで成り立っていたのが交隣関係だっ 交隣外交の基盤が崩れてしまうことを感じとっていたためでしょうか。

七一九年)は春秋戦国時代になぞらえて天皇復権の可能性に言及、李瀷も天皇復権に備える必要を説 (一七六四年) 本に助言してやろうという意識がかいまみえて面白いのですが、 いています。 しかし、 問題の重要性に対する認識はしだいに深まり、十八世紀になると、 は、つぎのようにいいます。 安 鼎 福が王権一元化のために朝鮮が介入すべきだとしているのは、 第十一回通信使趙曮の 申維翰 学問的に遅れた日 『海游録』(一 『海槎日記』

皇と抗礼するが可なり。 く君に非ず臣に非ず、 今関白家治は実に家康の六代の孫なり。 名号は正しからざるものなり。 君にあらず臣にあらざる関白と其の礼儀を抗するは、 間に国王と称し、吉宗より日本大君と改称す。 我国すでにやむをえず交接すれば、 尤も羞憤とすべし。 これ正し 則ち倭

思想的な面での天皇の浮上は、 国とする観念もまた強まっていくことになります。 ませんが、ともかくも天皇復権の動きは近世後期になって現実のものとなり、それとともに朝鮮を蕃 自尊意識は、 本国内の動向を把握したうえでの発言なのか、 この時期の朝鮮においてもみられますが、 近世を通じてたかまってくる自尊意識の展開と深くか たんなる理論上のことにすぎなかったのか 朝鮮の懸念は杞憂でなかったといえるでしょうが、 両者のそれには対称的な面もありました。 かわっています。 わかり

(2) 自尊意識の特徴

としていました。 をとらざるをえないという屈辱をうけたことでした。 となったのは、 義務を守って救援軍をおくってくれたことが大きな要因となっています。 (一五三六~八四) らによって朱子学体系が整備され、 するものではありません。 国の冊封をうけた朝鮮王朝は、 たのですが、 一六二七年および三六年の二度にわたって女真族の清に侵入され、 明治以降 外交戦略としての の日本では、 慕華思想がつよまるのは、 日本との 「事大」と思想的な意味あいをもった「慕華」とは直接に 何でも中国のいいなりで自主性がない 「交隣」 さらには壬辰倭乱のさいに明が宗主国としての とともに、 十六世紀に李退渓 中国王朝 (一五()) へ の しかしなお、 のが朝鮮の歴史だと強 「事大」を外交の 降伏して事大の礼 七0) 決定的な契機 | や李栗谷|

頭には壬辰倭乱のとき救援軍を送ってくれた神宗と最後の皇帝毅宗を祀る万東廟がたてられ、さらに つけたあと清への復讐を図ろうという主張です。一六四四年に明が滅んで清が中国全体の支配者にな るようになったあと、 太祖朱元璋をも加えて祀る大報壇が王宮の中につくられました。 「北」というのは女真族の清のことであり、 対明義理論」 清との 明への思慕の念がいっそう強められました。 戦いのなかで叫ばれた「斥和」の主張は、 が定着し、 中華の そうした思潮をリードした宋時烈(一六〇七~八九)の遺言で、 正統は朝鮮にこそ受け継がれているのだという いまは事大関係を余儀なくされているが、 南明政権が滅んで北伐の可能性がうすくなると、 戦争の のち「北伐」論に転形します。 明が滅亡して中国が夷狄に支配され 「小中華思想」 いずれ 十八世紀初 ここで 力量を

識が小中華主義にほかなりません。 0 思想の大勢をしめることになります。 朝鮮こそが中華文明の中心的な担い手だとする自尊の

たちで基礎付けるものでもあった点に留意しておく必要があります。 を強調するこの議論は、多元的な国際認識に道を開くと同時に、 けつがれ 学派です。 必要性を説いたのが、十八世紀後半の洪大容(一七三一~八三)・朴趾源。こうした北伐論の系譜にたった思想が清国を蔑視したのに対して、清屋 ているのだとして、清国に学ぶことを正当化しました。 中華文明の普遍性をより強調しつつ、 夷狄である女真族の清国においても中華の伝統は ただ、 朝鮮が小中華たりうることを別の 清国からの積極的な学問導入の 中華文明が普遍性を持つこと (一七三七~一八〇五) ら 3

的な価値と華夷的な世界観が共有されていたことはいうまでもありません。 さて、近世日 本の学問の中心を担った儒者においても、 朝鮮の場合と同じく、 この場合に、 [三綱五倫] やはり 0) 問題

ます。 となるのは、日本が華と夷のどちらに位置付けられるの 日本にはもともと「道」という概念は存在しなか 出されるとおりです。 に遇はずと謂ふべし」 国に生れず、 いうことでしょう。藤原惺窩(一五六一~一六一九) 仁義礼楽孝悌という語に訓読みが無いということは の概念がそもそも日本にはなかったからであり、 またこの邦の上世に生れずして当世に生る。 太だ客が と語ったことは、 台(一六八〇~一七四七) しばしばひきあいに つたとい かと



[16-1] 宋時烈



事も不及」と心得る風潮に異をとなえ、

「四海広しとい

へども

本朝に比

す 本朝

べき水

土あら

ず

لح

0

は

小国故、

異朝

は

何

くの徒有之」と批判

して

他国

を客とし

吾夷狄に生れた

しています。

鹿素行

(一大)三一

日本こそがもっともすぐれているのだと強調

朝鮮後期に描かれた「円形天下図」/中央部に「中国」

八五 は、 異 朝の 事を諸事 「朝鮮」「日本」の表記がみえる よろ 見絅斎 狄と同じ、 きまえるようになっ りとてくやみなげ の普遍性に依拠することによっ 誇りを確保しようとすることになります 其邦 \dot{o} こうした中華尊崇の傾向に 人に異ならず」という 優秀性を強調する立場があり に生て其邦を主とし、 る日本本位の観点を主張しました。 日本を夷であるとする観点に (一六五二~一七一 「中華の 甚だしき者は、 四夷の

反発し

て、

ます。

浅さ日

「吾国を

ることもできる このように 君臣 この立場も儒学者である以 5 7 わ Vi 一の義、 ると れこそが万世 皇統が連綿として続い H いうことでし 忠義の貫徹を強調するところに特徴があるといえます。 で 本の優秀性を強調する しょう 一系だという た。 易姓革命 上 b 三綱五倫の 7 11 H 議論のほとんどが るとい な がおこなわ 0 です。 普遍的 う日 この n 本 る中国 な価値を前提とすることにかわり -の特殊性に優秀性の根拠を求めるの 意味で、 その根拠とするの や朝鮮に対 は 日本こそが中 君臣の義が完備 L て、 建国以 -華だと 万世 来 一系の Vi は 13 なく、 です。 う ちども王朝 て 天皇が存 13 ること とり ただ

(3)皇国意識の昂進

場合は、 道きたり な在り 者の 優れて 皇国 7 日本賛美論が、 方をそのまま体現 て、 そうした普遍概念自体 いる 宣長が た古代の日本を理想とし、 は 人の心わろくなり下」ったの 「四海 のだとい (一七三〇~一八〇 万国を照させたまふ天照大御神」 万世一系の います。 て Vi を拒否しようとします。 るの 天照大御神の天壌無窮の神勅にもとづ 価値を儒学的 $\overline{}$ その が 4 天皇にほかならず だとい 『古事記』に表され 「神代の道」「皇御国の古道」 な普遍原 人びとが が 賀茂真淵 理で説明 「御出生ま \mathbb{H} た神々 本 「心直く」「天地 は しようとしたのに対 (一六九七 0 永続する皇統によ ま 世界に永遠普遍 いて皇統を継ぎ、 をあきらかにしよう 御本 一七六九) の心のまに 国 で 0 0 て、 は、 て神 ある 道 代の理 まに治 を見 国学者 ٤ が 唐 WD 玉 Vi

を中華より学ぶことではじめて礼

儀

をわ

たのだと述

人にても礼儀なけ

n 立ちな

ても

礼儀あ

n

ば 華

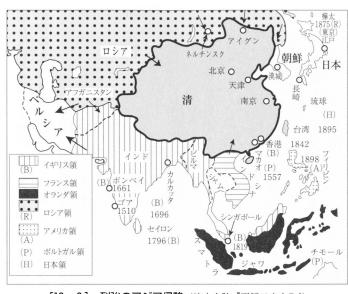
ように、

文明 中華 ば夷

て、

自ら

Ó



列強のアジア侵略(清水書院『要解日本史B』) [16 - 3]

劣るべきこと」 て世界に臨むべきだということになるのです。 二神が 道に 在の 国学が 玉 0 藤さ田た 本 なの 闇 玉 だとい 値を、 皇 「神州の尊き事を称揚」 であ 谷 いことを批判 玉 (一七七四 が、 います。 世界の始原に遡って根拠づけることを意味しました。 を生 「我が御道」 宇宙の成り立ちからして必然だということになります。 んだあと、 「御国に比べては遥に後れて成 一八二六) · 東湖 くまでも儒学の概念によっ こそ したのは「卓識」 「潮の沫の自ら凝固まりて泥土のより 「宇宙第 (一八〇六~ の正道」 だとしながら、 五五 たし とり なのであ て日本の のであり、 や会沢正志斎 0 「治教の 国体 外国とは、 て、 聚て大くも したがって 天皇は 皇国日本こそが (一七八一~一 を基礎づけ 大体をしらず、 万国 何も 0 国と成 君 か も皇国に 六三)ら 「万国 0 美科 0 0

産霊神による万物創生の過程を説きましたが、

それは、

天照大御神の

神勅にはじまる皇統永

続と天皇

による後期水戸学でした。 記紀神話にある神々の事跡、 平田篤胤 (平田神社蔵) 器を授か 説明しよう て天位を覬覦するものあらず 五倫の実 0 た天孫が無窮に皇統を伝え、 とするわけです。 「君臣の はす て体現されており、 わけ天孫降臨に 「父子 天祖 の親」 Vi (天照大神) うの かかわる経緯の それを儒学的な概念で が日本の 「未だ嘗て *貫徹し 0 7 一人も 玉 勅をうけ神 11 なかに、 が であ 敢 ゆ ^

後期 日本は 水戸 学も 万国に優越 儒学の してい 立 場をとる以上、 るの だとい 11 、ます 「道は天下 0 達道

0 ながる皇国であるがゆえにす 意義付けられることになり です。 万世 一系は ます 7 0 Vi ると

にお 本の雄 『三国通覧図説』に関 論がさか に対する反発として、 n 整備や民心統一 図を誦んじて応変せよ て、 が改 と並行して強調され 士 外圧が意識され 世紀の後半にい (一七三八 兵を任ふて此三国江 自ら宣長の後継を称 な現象が強まっ めて問題となり、 に唱えられま 蝦夷の地図を明せり。 八四三) の必要性です。 ~九三) は、 近隣地域へ るように たって、 天地 は自らが著わ 7 たの などと述べます。 日 13 「天皇の浮 なる 外国船 の始まり きます が 入る事有ん 本の三隣国 たとえば 0 朝幕関係の 其意、 支配体制 土拡張 0



[16-4]



[16-5] 会沢正志斎 (茨城県立歴史館蔵) ように、

れば、

四海万国、

人倫あらん限りは自然に行はる」

と

いう

中華文明の普遍性を口にし、

「神州と漢土」

とは

いま

る所、 なのは「正気」の国だけで、 を継ぐ歴代天皇と一体のもの す。 人情もまた相類す」と文化的な共通性に言及しては しかしながら、ここでの「天」とは天照大神とその統 元気の始まる所」なのだというとき、 「神州」こそが とされており、

実際の

ところ

「太陽の出づ 五倫が明らか

た。 たといわざるをえません。 の挑戦とうけとめ、 「万世 一系 の天皇に優越性の根拠をもとめる日本賛美論は、 東アジア世界全体の問題ととらえた朝鮮の自尊主義とは、 は日本のみの優秀性を強調した思想にほかなりません 西洋の圧力を、 著しい まずは中華文明 対称をなして でし ^

(4)吉田松陰の征韓論

す。 水戸 あらたな結集の基軸として天皇の浮上が決定的になり 学によって養わ それはまた征韓思想の昂揚を随伴 八五三年のペリ れた攘夷の気運は、 来航 は、 危機をい していました。 夷狄に屈伏した幕府外交への批判を高まらせることになりま っそう差し迫ったものと認識させました。 尊皇攘夷運動の活発化へ 平田 つながるのです 派国学や後期

て失敗 IJ 0 幽囚の身となった吉田松陰(一八三〇~五九)は、獄恫喝に屈伏して幕府が和親条約を結ぶ動きのなかで、 獄中からの書簡で次のように書きます 敵情探査のため下 田から密航を企て

に失ふ所は又土地に 信義を厚う 墨講和 Ĺ _ 定す、 其の間を以て国力を養ひ、 て鮮満にて償ふ 決然として我れより是 ~ れを破り信を戎狄に失ふべからず。 り易き朝鮮・満洲・ 支那を切り 随へ、 但だ章程を厳に 交易にて魯国

n 戻そうとい 欧米列強と 0 う主張は、 条約は守り 松陰のアジ 不平等条約のもと経済関係で失った分は、 T 侵略構想、 征韓思想を示すものとしてしば 朝鮮 や満州 L ば ^ 引 0 領 用されるとこ 土拡張で取

三分出處可諸島已矣夫一身入浴可實助安在我心神黃高写而無素立名老御者建可達之解難才心神黃高写而無素立名老御者建可達之解難才必称黃樂不為自實子與所義就有其所以至為明本此者有質中國所名此是不為自實子與所義就是有有質中國所名此是不為此為自實子與所義就是有有質中國所名此是不可以或其為明本也是不可以或其則可以及此為自有於其類於可以及此為其一四人為一人為可實則安在我心神黃海衛。

[16 - 6]吉田松陰 (松陰神社蔵)

にもとめられなければなりません。 するものといってよいのですが、 なるほ 近代日本のあゆむ道を予言した言葉としても、この文章は俎上にのせられるに値 しかし、 松陰の松陰たるゆえんは、 彼のこれ以降の論理展開のなか

是れ余の本志なり」、 題は、大砲や軍艦を造るまえに志を練り、気を養うことでなければなりません。「敵を知る」以前に を堅持しながら、「今は未だここに及ばず、 なけばならない課題とされたのです。 「己れを知る」こと、 かえるべきだといいます。松陰によれば、日本の武士がペリーの威圧に対して一戦も交えず屈伏して すなわち、松陰はこののち、 たのは、その心が正しくなく、志が欠けていたからでした。こうした情況のなかで、 攘夷の主体としての自己を闡明し確立することこそ、なににもまして優先され あるいは「是れ天下万世継ぐべきの業なり」として、 「朝鮮を来たし満洲を収 則ち巨艦待つべきなり」として、その実施をしばらくひ めんと欲すれば則ち艦に非ずん 朝鮮・満州 へ の ば 不可 侵 緊要の課 略構 な

だという中国に対して、「天下は一人の天下」なのが日本だといいます。「人民ありてしかるのちに天 易姓革命がおこなわれる中国に対して、万世 す。この場合、 よって成し遂げられると考えられました。日本の日本たる所以、「国体」の究明に松陰は打ち込みま ち天皇がいてはじめて人民が存在するのだとします。ここから、 子あり」というのが中国なのに対し、 それは、 「吾が宇内に尊き所以」を追究し、 日本の独自性の解明を松陰は、 日本の在り方は「神聖ありてしかるのちに蒼生あり」、 「我が国体の外国と異なる所以」を明らかにすることに 一系の天皇が中心となった日本。「天下は天下の天下」 中国との対比においてすすめていきます。またしても 中国における臣下は、 自分を認めて

譜代の家臣であり、主人が死ねといえば喜んで死ぬ、 くれる主君を求めて去就をきめる「半季渡りの奴婢」 まさに万世一系の天皇が永遠不変に統治しているところからくるとされるわけです。 絶対的な君臣関係にあるのだとい のようなものであるのに対して、 日 います。 本の場合は

見解が、 にし国威を張る」もので、「神州の光輝」というべきものだと称揚されました。 われた武家政権期においては、 えられました。 られました。国体がすたれるとともに、朝鮮諸国は慢るようになったのだといいます。国体が損な国体が顕現し天皇親政がおこなわれていた古代において、朝鮮諸国は天皇に朝貢していたものと考 「皇道」を明らかにするもの、 「神聖の道に合するを知らず」として退けられます。 豊臣秀吉の朝鮮征伐が最も高く評価され、 「立国の体」に合致するものとして理念化されることになるの 神功皇后や秀吉こそ「善く皇道を明か 「征韓は黷武たり」という 征韓は、 「神聖の道」

だ遂げたまはざりし所を遂げ、 彊域を謹み条約を厳にして、以て二虜を覊縻し、 支那を圧し印度に臨みて、以て進取の勢を張り、以て退守の基を固めて、 豊国の未だ果さざりし所を果すに若かざるなり 間に乗じて蝦夷を墾き琉球を収め、 神功の未 n

というようなものではありません。 体の不可 や朝鮮 欠の 侵 一環というべきものでした。 略 は、 単に欧米諸国との関 松陰にとって朝鮮の服属は、 したがって征韓は、 .係で失った分を挽回するため 日本人たるもの 天皇中心の本来の日本の在り方、 に、 取り 代を継 Ŕ すいところを取 11 で追求され 玉

Ⅲ 近代日本の朝鮮侵略